

「石井十次の会」 給付型奨学金規則

(目的)

- 第1条 この規則は、その学校を卒業後、石井記念友愛社の経営する事業所において、保育士、福祉士等の業務に従事しようとする者であって、学力優秀、品行方正ではあるが、経済的理由により就学が困難である者に対し、予算の範囲内で奨学金を給付することにより、その就学を容易にし、学業を継続終了させることを目的とする。
- 2、その学校とは、専門学校、短期大学、大学とする。

(奨学金の受給資格)

- 第2条 奨学金の給付を受けることができる者（以下「奨学生」という）は、毎年4月1日を基準として、1年以前から友愛社施設に在籍している者で、次に掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) 学業成績が極めて優秀と認められる者
 - (2) 健康で、人物ともに優れた者

(奨学金の給付額及び給付期間、給付方法)

- 第3条 奨学金の給付額、給付期間、給付方法は次の通りとする。
- (1) 給付額は月額2万円とする
 - (2) 給付期間は奨学生の在籍する学校の正規の就学期間とする。ただし、月の途中で退学したときは、その月の前月までとする。
 - (3) 給付方法は、原則4月、10月の年間2回に分けて、銀行振込により交付する。ただし、初年度は4月に遡及して支給する。

(奨学生候補者の選考)

- 第4条 奨学生候補者の選考は、第5条の規定による書類及び面接等により行う。
- 2、奨学生は選考委員会が選考して、会長がこれを決める。特別の事情により随時追加選定を行うことがある。
 - 3、選考委員会の委員は石井十次の会関係者5名以内とし、会長が指名する。

(奨学金出願の手続き)

- 第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、所定の願書に本人および各所属の園の園長の推薦書と第2項に掲げる書類を会長に提出しなければならない。
- 2、第1項の規定による願書および添付書類は次の通りとする。
 - (1) 奨学生願書
 - (2) 成績証明書
 - (3) 在学証明書
 - (4) 小論文
 - (5) 理事長推薦状

(奨学生の決定)

第6条 奨学生は前述の規定により願い出た者の中から、選考委員会の選考を経て、会長がこれを決定し、本人に通知する。

(誓約書の提出)

第7条 奨学金の給付を受けることに決定した者は、所属の園長連署の上、遅滞なく誓約書を会長に提出しなければならない。

(奨学金の停止)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を停止する。

- (1) 休学転学の理由が適当でないとき
- (2) 学業成績または操行が不良となったとき
- (3) その他奨学生として適当でないとき

(奨学金の休止)

第9条 奨学生が傷病等で休学をしたときは、休学を開始した日の属する月から、復学する日の属する月の前月までの期間、奨学金の給付を休止する。

(異動の届出)

第10条 奨学生は次の各号に該当するときは、所属園長と連署のうえ、直ちに会長に届けなければならない。

- (1) 休学、復学、転学、退学したとき
- (2) 停学、その処分を受けたとき

(報告)

第11条 奨学生は毎年度終了後、翌年度4月末日までに次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 生活状況報告書
- (2) 在学証明書
- (3) 成績証明書、または、卒業時には進路報告書

(給付資金の確保)

第12条 給付資金は石井十次の会予算から基金として積み立て、別途会計を設ける。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、石井十次の会総会において行う。

附則

この規則は、平成30年4月1日から制定施行する

この規則は、令和元年5月19日から改正施行する